

# 神奈川県弁護士会新聞

発行所  
神奈川県弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

**通常総会開催のお知らせ(予定)**  
日時 2020年5月28日(木) 13時〜  
場所 神奈川県弁護士会館5階大会議室



神奈川県のアウトライ  
ンと天秤をモチーフに  
した神奈川県弁護士会  
のロゴマークです。

# 劔持京助 新会長に聞く

## ～オール神奈川の60'sが未来への橋渡しをします～

**1** 就任に当たっての抱負をお聞かせください

いま強く抱えているのは、会員1700名の大単位の会長という重責に身が引き締まる思いと、今まで当会や先輩らにお世話になった恩返しができる機会を与えていただいたという感謝の思いです。

私は、修習生の時から、法曹界の先輩から親身に指導を受け、面倒を見てもらいましたので、自分が受けたものを、いつの日か若手や将来の弁護士に継承していきたいという思いがありました。

**2** 柱に据えて取り組みたい課題を教えてください

第一に、会員数の増加や会員事務所の「遍在」(裁判所や会館から遠いところにも事務所を構える会員が増えました)等に鑑み、そして、高度情報社会に対応した「組織や事務局体制の再構築」に取り組みます。具体的には、各種会合や行事の見直しによって会務を合理化・スリム化し、

集約的対応が不可欠であり、また、会員不祥事発生後の事後処理能力を更に高め、システムとして後につなぎたいと思っております。弁護士や弁護士会の社会的使命を実現する制度的担保である弁護士自治を、今後も堅持するための施策に取り組みます。

第三に、任期1年間で完結することに捕らわれず「中長期的な取り組み」をすることも重要だと考えます。具体的には、10年後の当会設立150周年を一つの目安として、会史の編纂等により先輩の功績を「遺産」として継承する準備を始めるとともに、総会の活性化策の検討、会員意見の集約方法の見直し、会務負担

の公平化、将来の会館問題などの当会における様々な問題について、「議論や準備を始める年」にしたいと思っております。

第四に、当会会員の延命政之日弁連副会長をバックアップすると同時に、会外で活躍できる人材を引き続き輩出することができるよう環境を整え、会員数に相応しい外部発信力の強化にも取り組んでいきたいと思っております。

**3** 新執行部の特徴は

5人の副会長には、100名を超える大きな委員会や支部の長などを経験した豊富な会務経歴を有する人もいれば、

人権問題を中心に地道な取り組みを続けてきて、総務的な会務にはあまり関わ

新執行部の面々

**4** これまで弁護士として大切にしてきたことは何ですか

よく調べること、謙虚に人の意見を聞くこと、それらを前提に合理的に判断すること、そして実行することを基本とした上で、人の縁やつながりを大切にしてきました。

また、人の多様性を尊重することが何より重要であると思ってきました。会務においても、個々に散らばっており、「オール神奈川」体制とも言えます。全員1960年代生まれで代代的にも近いですが、大変なこともたくさんありましたが、みんなで仲良く協力し合っていて、1年間頑張ってきた結果、会務が肥大化する傾向にあつたとの問題点を意識し、

人生は有限であり、仕事だけではありませんので、精神的な安定を保つためにも、与えられた時間を有効に使うことを心掛けてきました。

**5** 神奈川県弁護士会の将来像について

弁護士自治を堅持し、法律のプロフェッショナルとして、信頼される専門集団であり続けたいと思っております。

これまでの良き伝統を維持しつつも、新たなものを取り入れる柔軟性を持つことが重要です。時代に合わせた会務運営が求められる時代だと思います。

志や能力の高い会員の慣例にとらわれず、目的意識を持って、会員の

皆様の負担軽減につながるよう、無駄の削減や合理化に取り組んでいきます。

「単年度執行部」の弊害として、引継ぎが十分でなく、前例踏襲しながら新たな取り組みを追加し続けてきた結果、会務が肥大化する傾向にあつたとの問題点を意識し、

人生は有限であり、仕事だけではありませんので、精神的な安定を保つためにも、与えられた時間を有効に使うことを心掛けてきました。

**7** 県民の皆様へのメッセージをお願いします

弁護士に対する敷居はまだまだ低いとは言えませんが、狭いようで広い神奈川県

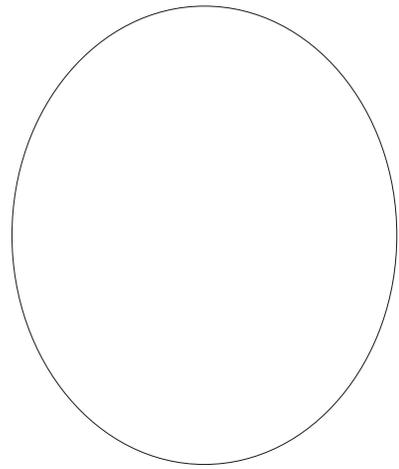
の地域特性等の多様性を十分理解し、県民の皆様

の権利擁護を第一に、法的サービスの拡充に努めていきたいと思っております。  
(聞き手 井上 晴彦)

### 山ゆり

実は当初この「山ゆり」では今春引退した特急「スーパービュー踊り子」について書くつもりだった。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う自粛要請によってこの香気な思惑は一気に消し飛んだ▼時勢に即して新型コロナウイルスについて自分なりに文章を書くことが悩んだが、いざ取り組んでみると、自分如きがコメントすることなど今更でもないように思えた。この話題は、気づけば既に世界を席巻していた▼当新聞の5月号について最初の編集会議が開かれた頃、新型コロナウイルスについては中国の武漢での苦境が報じられていた。しかしその後、オリンピックの延期、著名人の感染と訃報、そして、遂には緊急事態宣言が出されるに至った▼ちなみに、新型コロナウイルスは当新聞の編集にも少なからぬ影響を与えた。取材対象予定だった催しの中止や開催形態変更が多発したためである。その結果、代替記事のお願いなどのため、多くの方々のご支援を頂いた。当たり前のことながら、だが、例えばこの新聞一つとっても、多くの人の協力的体制の下でしか成り立たないのだ▼日々状況が厳しさを増す中で、支援や協力が得られたことがとてもありがたかった。  
(大崎 徹)

このたび常議員会議長に選任されました。F次長ならぬF議長(つ)です。修習46期で、常議員として5回目の



議長 二川 裕之

## 時に厳しくでも常に楽しく

にもかかわらず、常議員の数はわずか39名しかいません。そうした中では、円滑な議事進行に努めることは大切ではありませんが、まず何よりも、幅広く多様な角度からの意見をを出していただかなければなりません。

そのため、とりわけ若手の常議員には各議案につき十分な問題意識を事前に持ってもらうとともに、物怖じすることなく自由で活発に発言できるように環境作りをしたいと考えています。その上で、メリハリのある公正な議事運営を心掛け、時に厳しく、でも常に楽しく、充実した議論を尽くせるよう努めていきたいと思っています。

なお、議長としての重要な任務の1つに、各種懇親会における乾杯の挨拶があります。これはまだヒミツですが、ここに一石を投じる予定ですのでご期待を。

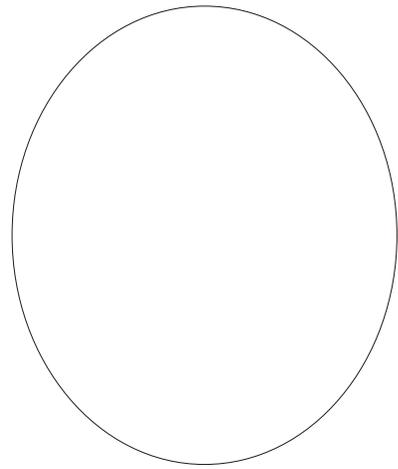
とても前議長ほどに巧みな議事運営はできないと思いますが、緻密な飯島副議長の補佐の下、微力を尽くす所存ですので、何とぞ1年間よろしくお願い申し上げます。

## 常議員会 正・副議長あいさつ

### 常議員

## 初心者ではありませんが…

副議長 飯島 奈津子



今年度の副議長に選任していただきました51期の飯島です。これまで常議員にな

るのは弁護士登録22年目にして初めてです。同期内でのアバウトな逆50音順で、「い」の私にちょうど順番が回ってきました。同期の副会長を応援する意味で立候補させていただいた次第ですが、まさか副議長という重責を務めさせていただく展開になるとは思っておりませんでしたので、正直びっくりしております。

常議員会といえば、自分が所属する委員会の活動において必要な承認を

頂かなければならない(ちょっと怖い?)ところ、という意識もありましたが、自分の委員会関係以外でも多岐にわたる議論がされていることをメールで読ませていただいていたおりました。一會員の立場からこの速報メールはとても有意義なものと感じていましたので、今年度も委員の皆様にもそう感じていただけるよう努力します。

議長は頼りになることこの上ない方なので、補佐することがあるのかわかりませんが、1年間尽力させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

## 臨時総会開催

# 弁護士成年後見人信用保証制度の導入へ

3月17日、当会会館にて、臨時総会が開催された。なお、議場内では、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、座席の間隔を空けたり、議事の合間に十分な換気を行ったりするなどの感染対策措置がとられた。

議案の審議に先立ち、人権擁護委員会・働く人の権利に関する部会長の田淵大輔会員より、当会におけるハラスメント問題についてのアンケート結果の報告会が行われ、当会内でのハラスメント防止に向けて改めて注意喚起がなされた。

挨拶する伊藤信吾会長(当時)

### 第1号議案

当会綱紀委員会及び綱紀手続に関する会規一部改正

当会で行う弁護士懲戒手続につき、懲戒請求者が自然人である場合に原則として本人確認資料の提出を求める旨の会規の一部改正案が提案された。

同議案は、圧倒的多数により提案どおり可決された。

### 第2号議案

当会成年後見センター設置・運営会規一部改正

この保証制度は、近年の成年後見人等による横領などの不正が社会的に大きな批判を浴びていることを受け、不正が発生した際の迅速かつ実効的な被害救済を実現するために発足する。弁護士が

### 第3号議案

当会綱紀委員会委員及び予備委員選任

成年後見人に就任する場合だけでなく、保佐人、補助人、後見監督人等に就任する場合も対象となる。昨年9月18日、日弁連より、各単位会に対し、同保証制度の導入に向けて必要な規則や運用ルール等を整備するように要請がなされていた。

同議案は、全会一致で提案どおり可決された。

(会員 新倉 武)

## 神奈川県と

# 「SDGs推進協定」

を締結しました

3月26日、当会は、神奈川県との間で「SDGs推進に係る連携と協力に関する協定」を締結し

た。同日、神奈川県庁において、黒岩祐治県知事と伊藤信吾当会会長(当時)による締結式が実施された。

### SDGs推進協定締結式

この協定については、平成30年度の執行部の時期から県と協議を重ねてきており、1年以上の準備期間を経て締結に至ったものである。

SDGs(エスディーズ)とは、国際社会全体の目標としての「持続可能な開発目標」のことで、平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されている。日本でも、地方自治体で積極的に取り入れられてきており、神奈川県は「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されている。また、様々な企業でもSDGsが推進され始めており、街でもSDGsのカラフルなピンバッジを付けている人を見かけることが増えてきた。

SDGsには17の目標があるが、そのうちの「①貧困をなくそう」「④質の高い教育をみんなに」「⑤ジェンダー平等を実

現しよう」「⑧働きがいも経済成長も」「⑩人や国の不平等をなくそう」「⑩平和と公正をすべての人に」などは、正に弁護士の活動とも重なる内容といえる。SDGsは、こうした目標の実現に向けて、行政機関や企業など様々な組織・人々と連携していくきっかけとなり得るものである。

神奈川県とは、まずは人権擁護、男女共同参画の推進、児童の権利擁護、消費者被害対策の分野で連携を進めていくこととなるが、今後、連携の幅を更に広げていくことが期待される。

(平成31年度副会長 澄川 圭)

# 個別指導担当 の ススメ

本稿では、現在の司法修習スケジュールと個別指導担当の良さなどを紹介しながら、司法修習委員会の活動の一端をお伝えしたい。

## 修習スケジュール

現在修習期間は1年である。12月は導入修習(和光)、1月～8月は実務修習(各単位会)、9月と10月は全体修習(和光)と選択型実務修習(各単位会)、11月は二回試験という流れとなる。

かの弁護士事務所での修習を行うことになる。

弁護士の主な公式行事は、開始式、歓迎会、一般講義、研究発表会、終了式であり、それ以外の時間を配属先事務所です。

## 個別指導担当弁護士

当委員会の一番大事な仕事として過言でないのが、個別指導担当弁護士の確保である。毎年80名強の修習生を受け入れるには、当然毎年同数の個別指導担当弁護士が必要である。毎年のように

受け入れてくれる事務所もあれば、諸事情により断られる場合もある。そこで個別指導担当のススメである。

例年、①スペースがない、②人を指導できるような人間じゃない、③刑

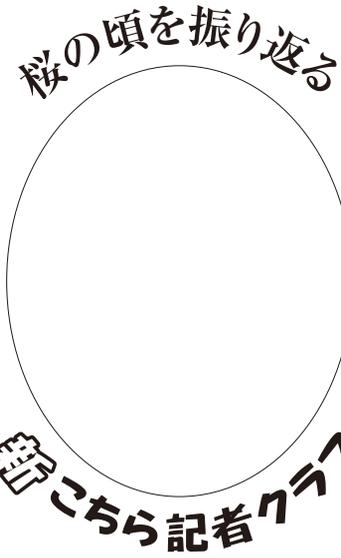
食わず嫌いをせずに、一度だけでも体験してみたい。

大人は誰もが昔は子供だったように、弁護士は誰もが昔は修習生だったのである。(会員 野木 大輔)

きた報道機関にとっても他人事でない。元職員との「対話」が当人の内省に貢献したのかという疑問はあり、自分などは、「これを言つと、次の機会はないかも」と飲み込むという、人として情けない経験もした。

「最後の最後にけじめをつけ

てているように思った。元職員の内省が深まらなかつた要因には、本人の性格傾



「ただで、若気の至り」ととらえた。別の負傷者家族は、

向があるかもしれないし、要因は1つでないだろう。けれども、元職員に接見取材をして

その積み重ねで、元職員は受け答えの仕方をつけ、審理はもやもやが残る内容に終わったとすれば、やりきれない。極刑という結果ともあ

（時事通信社 真木 真理）

### 研修会

## 「民事信託の基礎から」

3月30日に、東京大学法学部沖野眞己教授を講師に迎え、「民事信託の基礎から」信託とはなにか」と題する研修が行われた。

オンライン会議システムZoomが活用された。完全オンライン研修は当初の試みであったが、関係者の協力の下、70名近くの参加が得られた。

沖野教授の講演は、定番の「サリーの金銭信託」

講演する沖野眞己教授

（老紳士が2歳の孫娘サリーのために信託を設定するイギリスの教科書事例）に始まり、民事信託・商事信託について横断的な説明がなされた。

最後に、別段の定めによる任意規定が多い信託制度において、受託者の義務と責任、受託者に対する監督という、組成後に専門職が関与する重要な問題について解説があり、研修は終了となった。

（会員 根本 雄司）

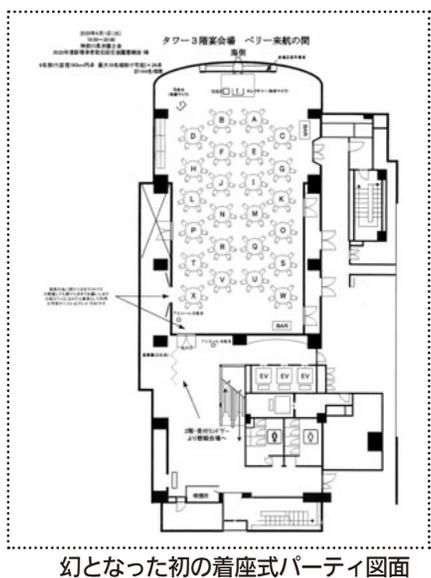
毎年4月1日、ホテル・ニユーグランド「ペリー来航の間」において大勢の来賓を招いて盛大に開催されている新理事者就任披露懇親会。たまたま今年の本号デスクである筆者が新理事者として登壇する立場にあつたため、本紙初となる壇上からのレポートが実現する……はずだった。

新型コロナウイルスに

次に例年の立食ビュッフェスタイルのパーティを着座式に変更、通常10名が座るテーブルに6人掛け、入口にはアルコール消毒液を置き、換気にも気を配り、等々、新理事者としては開催への道を模索し続けた。

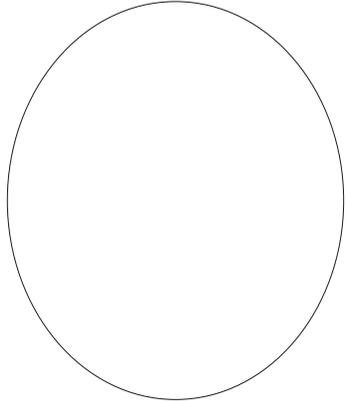
初め、新理事者として正に断腸の思いであった。なお、予定されていた所信表明は、会員サイトに「2020年度会長就任挨拶」というタイトルにてビデオメッセージとして掲載していますので、当会会員は是非ご覧ください。

## 新理事者就任披露懇親会 中止



（副会長 吉田 正穂）

# How About ADR?



紛争解決センター運営委員会  
委員長 堀口 憲治郎

従前の経緯から相手方との直接交渉による解決は難しく、「かと言って訴訟まではちょっと…」というケース、会員の皆様はこのような紛争解決手続を選択されるであろうか？

このような場合、「この直接的交渉から相手方との直接交渉による解決は難しく、かと言って訴訟まではちょっと…」というケース、会員の皆様はこのような紛争解決手続を選択されるであろうか？

りあえず裁判所の調停で「と考える方も多いのではないか。しかし、裁判所の調停は期日もだいたい先のことが多い、法律問題が関係する事案であっても調停委員に法律専門家が選任される保証はない。

そのようなときに紛争解決手続の選択肢の一つとして考えていただきたいのが、当会の裁判外紛争解決手続(ADR)機関である「紛争解決センター」である。

ガモの親子を他人の土地に放してしまい、その土地所有者がカルガモの撤去を求め、当センターで話し合いにより円満に解決したという事例もあった。

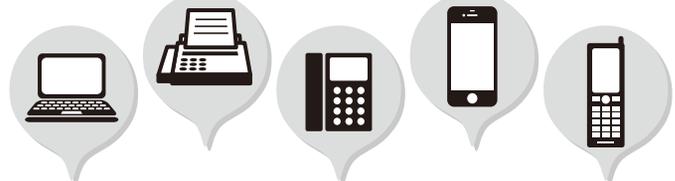
期日設定も迅速。当事者とあつせん人の都合さえ合えば、1週間後に続行期日を設定することも可能である。

そして、当センターの和解あっせん手続及び仲裁手続を主宰するのは、必ず中堅以上の当会所属弁護士。そのため、会員の皆様が代理人として申し立てることが困難な事情がある場合でも、安心

して相談者に当センターへの本人申立てを促していただくことができる。当センターの手続を利用するには各種手数料が必要となるが、上記のような、裁判所の調停にはない当センターの特長を踏まえて、是非、当センターを皆様の紛争解決のメニューの一つに加えていただければ幸いです。

## 編集後記

今号の記事に当初予定していたイベントが軒並み中止・延期となつてしまひ、てんやわんや状態に陥りました。3面記事のとおり、デスク 吉田 正穂 記者 大崎 徹 新倉 濱崎 亮 井上 晴彦 仲戸川優樹



## 情報セキュリティを考える

### はじめましょう

### その 22 PCのセキュリティ

いよいよ、東京を始め高等裁判所所在地の地方裁判所で、e裁判のフェーズ1が始まりました。この記事が掲載される頃には、既にe裁判を経験された会員もいるのではないのでしょうか。

前回、e裁判のセキュリティシリーズの第1回目として、「事務職員との連携」のトピックをお伝えしましたが、今回はパソコン(PC)のセキュリティについてお話したいと思います。

フリーでは、Microsoftの提供するコミュニケーションツールであるTeamsというソフトウェアのチャット機能を使って手続を進じます。また、画面や証拠をTeamsの共有フォルダーにアップロードしたり、共有フォルダーからダウンロードしたりも。加えて、裁判所との連絡にe-mailの利用も予定されています。

これらの通信は全てインターネットを通じて行われます。つまり、依頼者の重要な情報、センシティブな情報をインターネットに接続されたPCに置くことになり、また、実際にインターネットを通じてデータ交換をすることになるので、インターネット上に情報が漏洩する危険にさらされることになってきます。したがって、今まで以上にPCのセキュリティを意識する必要があります。

e裁判が始まったことで、これまで以上にPCのセキュリティに注意する必要があります。これを機会に、ご自身のPC

のセキュリティを見直してみよう。(会員 内山 浩人)

「e裁判の手続では」 Teamsやe-mailを活用しインターネットを通じてデータ交換を行うので…

- ①. パソコンのOSは常に最新のものアップデートが必要です!
- ②. メールの誤送信にはくれぐれもご注意を!
- ③. 総合セキュリティソフトの導入を検討しましょう!

## 来季に向け新入会員募集

スキー合宿 中止

横濱が春らしい暖かさから一転、季節外れの大雪に見舞われた3月28、29日、スキー同好会は、本来ならば岩手県安比高原スキー場にて毎年恒例のスキー合宿を行う予定であった。

フランス パルディゼールにて (左から藤田勝、川島清嘉、松原範之各会員)

また、合宿内容は現地集合・現地解散・宿も各自で確保! という自由さ(?)で各自が柔軟な行程を組み参加している。皆が集まる晩餐会を除いては合宿中も自由行動であるため、家族、子供連れの参加

(会員 三輪 渉)